

## 尾三消防組合職員措置請求の監査結果

### 第1 請求の受付

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条に定める住民監査請求として、尾三消防組合職員措置請求書が提出された。

#### 1 請求人の住所及び氏名

（省略）

（省略）

#### 2 請求書の提出

平成30年5月17日

### 第2 請求の内容

（内容については、項目番号を除いて原文のまま記載。）

#### 1 監査請求の趣旨

監査委員は、尾三消防組合管理者に対し、平成24年3月28日締結の消防救急デジタル無線施設整備事業の請負契約に関し、株式会社TTK及び沖電気工業株式会社から各自金5,460万円を尾三消防組合に返還させるための必要な措置をとることを勧告するよう求める。

#### 2 監査請求の理由

##### （1）監査請求に係る契約

尾三消防組合（以下、「組合」という。）は、消防救急デジタル無線施設整備事業（以下、「本件事業」という。）を指名競争入札の方法により発注した。

これに対し、株式会社TTK（平成27年11月に「東海通信工業株式会社」から「株式会社TTK」に社名を変更、以下、「TTK」という。）及び沖電気工業株式会社（以下、「沖電気工業」という。）中部支店が入札し、その結果、TTKが、2億6,000万円で落札した。

そして、組合とTTKは、平成24年3月28日、下記内容の消防救急デジタル無線施設整備事業の請負契約（以下、「本件契約」という。）を結んだ。

ア 請負代金 2億7,300万円（税込み）

イ 受注者に対する独占禁止法違反行為による排除措置命令（43条の2第1項第1号）、あるいは課徴金納付命令（同項第2号）が確定した場合、受注者は、発注者に対して、請負代金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない（46条の2第1項）。

ウ 上記イの定めは、発注者に生じた損害の額が請負代金額の10分の1に相

当する額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない（46条の2第2項）。

(2) 公正取引委員会による排除措置命令及び課徴金納付命令

公正取引委員会は、平成29年2月2日、株式会社富士通ゼネラル（以下、「富士通ゼネラル」という。）、日本電気株式会社、沖電気工業、日本無線株式会社、株式会社日立国際電気（以下、「日立国際電気」という。）に独占禁止法第3条違反（以下、「本件談合」という。）があったと認定し、これら関係5社に排除措置命令（平成29年（措）第1号）を、日立国際電気を除く4社に課徴金納付命令（平成29年（納）第1号ないし4号）を行った。

上記の排除措置命令及び課徴金納付命令は、富士通ゼネラルになされたものを除き、それぞれ確定した。

(3) 組合の有する債権

ア TTKに対する債権

(ア) 請負契約に基づく違約金請求権

a TTKは、上記排除措置命令及び課徴金納付命令の直接の名宛人とはなっていない。しかし、公正取引委員会の認定によれば、「入札等において落札すべき価格は、（中略）代理店等に落札させる場合には当該代理店等と相談して決定する」とされているところ、TTKはこの「代理店等」に該当し、さらに、談合により本件工事の価格の公正が害されたと認定されている。

すなわち、本件事業にはTTKと沖電気工業中部支店しか入札しておらず、この2社による談合によって本件工事の価格が形成されているから、実質的には、本件契約43条の2第1項に該当する。

b 損害賠償額について、46条の2第1項は、請負代金額の10分の1に相当する額と定める。

しかし、周辺自治体（春日井市、瀬戸市）では、同旨の規定について、損害賠償額を請負代金額の10分の2に相当する額と定める。他の多くの自治体がかような規定をおいているのは、談合によって競争が実質的に制限され、その結果落札額が低額になった場合、自治体が被る損害額は請負代金額の10分の2であると想定しているからである。このことは、組合においても異なるものではないから、本件談合によって組合が被った損害は、請負代金額の10分の2に相当する額である。実際、組合は、平成29年6月に同規定の損害賠償額を10分の1から10分の2に変更している。

加えて、46条の2第2項でも、組合に同条第1項に定める以上の損害が生じた場合には、その超過分について損害賠償できる旨定めている。

よって、組合はTTKに対し、請負代金額の10分の2である5,4

60万の違約金請求権を有する。

(イ) 不法行為による損害賠償責任

上記の通り、TTKは、沖電気工業と共に入札談合を行っていたので、独占禁止法3条違反として、不法行為責任を負う。

そして、本件談合によって組合が被った損害額は、上記違約金請求権と同様に請負代金額の10分の2に相当する金額である。

したがって、組合はTTKに対して、請負代金額の10分の2である5,460万円の損害賠償請求権を有する。

イ 沖電気工業に対する債権

沖電気工業は、排除措置命令及び課徴金納付命令の名宛人であって、まさしく談合の当事者として独占禁止法違反行為を行っていた者である。

したがって、TTKと同様、組合に対して不法行為責任を負う（TTKとは、共同不法行為となる）。

沖電気工業は、TTKとの共同不法行為により組合に損害を与えたのだから、沖電気工業が組合に与えた損害額は、TTKと同様に5,460万円である。

したがって、組合は、沖電気工業に対して、5,460万円の損害賠償請求権を有する。

### 3 結論

以上の通り、組合は、TTK及び沖電気工業に対して上述の債権を有しているにも関わらず、何ら措置をとっていない。よって、地方自治法242条第1項の規定により、下記資料を添え、監査請求の趣旨記載のとおり請求を行う。

### 4 添付書類

- (1) 平成29年（措）第1号排除措置命令書
- (2) 契約書
- (3) 尾三消防組合工事請負契約約款
- (4) 指名競争入札執行調書
- (5) 平成29年（納）第3号課徴金納付命令書

### 第3 請求書の受理

本件請求は、自治法第242条第1項に規定する請求の要件を満たしているものと認め、平成30年5月28日付けで受理した。

### 第4 監査の実施

本件請求について、以下のとおり監査を実施した。

#### 1 監査対象事項

請求人は、本件事業の請負契約に関し、TTK及び沖電気工業の不法行為により損害を被っていることから、損害賠償として両社から各自5,460万円を組合へ返還させるための必要な措置をとることを請求している。よって、次のことを監査対象とした。

- (1) TTKと沖電気工業の談合はあったのか。
- (2) 談合により組合は損害を被ったか。
- (3) 財産の管理を怠る事実があるか。

## 2 請求人の証拠の提出及び陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、平成30年6月18日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

## 3 監査対象機関の陳述

本件事業に係る入札及び契約を担当した組合事務局総務課を監査対象とし、自治法第242条第7項の規定に基づき、平成30年6月18日に関係職員より陳述を聴取した。

### (1) 入札及び契約の経緯

平成24年2月24日 沖電気工業、TTK、日本電気株式会社、NECネットワークスアイ株式会社に対して指名競争入札の通知を行った。

3月9日 日本電気株式会社、NECネットワークスアイ株式会社の2社から、仕様書の一部に履行できない内容があるとして辞退届が提出された。

3月12日 予定価格を税抜き2億6,050万円として入札執行したところ、TTKと沖電気工業のうち、TTKが2回目の入札で税抜き2億6,000万円で落札した。

3月19日 仮工事請負契約を締結

3月28日 議会の議決を経て本件事業の契約を締結

平成29年2月2日 公正取引委員会が消防救急デジタル無線機器の製造販売業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

### (2) 関係職員の陳述

組合としては、本件事業の契約者であるTTKは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の規定に違反する行為により、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた当事者となっていないこと、及び沖電気工業と特約店契約をしているため排除措置命令書の「代理店等」に該当するのではないかと推定できるものの、断

定はできないことから、本件契約約款に基づく損害賠償請求はできないものと考えている。

また、組合顧問弁護士からは一般論として、談合がなかった場合の想定落札金額と入札価格の差額が損害額である旨の説明を受けた。しかし、現段階においてこの想定落札金額が判明していないため、損害額の算定に至っていない。

さらに、周辺自治体が同旨の規定で、損害賠償額を請負代金額の10分の2に相当する額と定めていることを根拠として、組合が被った損害を請負代金額の20%に相当する額であるとするのは、本件契約約款第46条の2第2項では、10%を超える金額についても請求は可能としているものの、損害額の算定ができていない状況においては、同規定を適用することはできない。

次に、沖電気工業との不法行為による損害賠償請求についても、TTKが排除措置命令書の「代理店等」に該当するのではないかと推定できるものの、これをもって談合した根拠や証拠とはなり得ず、両者が談合した明確な事実は確認できていない。

なお、TTKが「代理店等」に該当するかどうかを確認するための資料について、現段階では公正取引委員会へ開示請求しても同委員会の規定により開示されない見込みである。

一方、沖電気工業は、排除措置命令及び課徴金納付命令の直接の当事者として独占禁止法違反行為を行っていたものであることから、当該不法行為による影響は本件契約にも及んでおり、何らかの因果関係が存在するものと考えられ、損害賠償請求権の行使は可能と判断している。

しかし、損害額の立証責任は債権者である組合側にあり、TTKに対する債権で述べたように現時点まで損害額の算定ができていない。

組合は、これまで請求先の特定や損害額を確定させるため、総務省消防庁や岐阜県内の消防本部へ照会を行うなど、損害賠償請求に向けた必要な情報等を収集するとともに、収集した情報は弁護士にも相談するなど十分に精査している。現在まで財産の管理を怠っているわけではない。

## 第5 監査委員の判断

### 1 当該入札における談合行為の有無について

請求人は、「TTKと沖電気工業の間で談合が行われたと断定し、本件事業の価格の公正が害された。」としている。

確かに、本件事業の入札参加資格要件のひとつとして、主たる機器を有していない者が入札に参加する場合は、製造者の特約店契約を有することとされており、組合は機器供給証明書により、TTKが沖電気工業の特約店となっていることを確認している。

ただし、TTKは、公正取引委員会の認定による「代理店等」として特定されおらず、排除措置命令や課徴金納付命令も受けてはいないことから、本件契約約款

に規定された談合を行った者とは言い難い。

しかし、TTKが、当該「代理店等」に含まれている可能性はあるため、本件事業の入札に関して別途に不法行為を行ったものとする余地はあるが、現段階において沖電気工業との談合に関与したという証拠はない。

次に、沖電気工業は、本件事業の受注者ではないが、公正取引委員会の沖電気工業に対する課徴金納付命令書の算定対象物件一覧には、本件契約も含まれていることから、当該不法行為による影響は本件事業にも及んでいるものと考えられるが、推測の域を出ない。

以上により、本件契約約款で違約金が適用されるのは、受注者が独占禁止法に違反し、排除措置命令や課徴金の納付命令を受け、それが確定した場合であることから、TTKへの本件契約に基づく違約金請求権は、現時点においては認めがたい。

## 2 損害の発生について

請求人は、「組合の周辺自治体において、契約約款で損害賠償額を契約金額の10分の2に相当する額と定めていることから、本件談合によって組合が被った損害についても、請負代金額の10分の2に相当する額である。また、本件契約約款第46条の2第2項で、同条第1項に定める以上の損害が生じた場合には、その超過分について賠償請求できる旨が定められていることから、TTKに対し、契約金額の10分の2である5,460万円の違約金請求権を有する。」と主張する。

しかし、周辺自治体が同旨の規定で損害賠償額を契約金額の10分の2に相当する額と定めていることを根拠として、組合が被った損害は、契約金額の20パーセントに相当する額であるとするのは、同約款の規定を逸脱することとなり、平成29年6月に同規定の損害賠償額を10分の2へ改正はしているものの、契約当時の約款に定める以上の請求を行うことはできない。

あわせて、約款同条第2項の規定による請求についても、損害額の算定ができていない状況においては不可能であり、さらにはその算定作業についても容易でないことが予想される。

また、沖電気工業に対する損害賠償請求権であるが、本件契約約款での違約金の規定は、民法第420条第1項に規定された損害賠償額の予定についての契約相手側との約定であると解されることからすると、組合は沖電気工業に対し請求を行うことは難しいと考える。

しかし、沖電気工業の独占禁止法違反により、組合側に何らかの損害が発生しているものと推測され、他の算定方法を用いることを検討する余地があると考えられるため、組合は、損害額を明らかにして請求することが必要である。

この点に関し組合は、落札率を基にした損害額の算定方法や民事訴訟法第248条の適用についても検討している。

以上のことから組合は、沖電気工業の当該不法行為により、何らかの損害が発生しているものと認識しており、現在損害額立証の作業を行っている段階である。

### 3 財産の管理を怠る事実について

組合は、顧問弁護士にも相談し、また、「総務省消防庁及び他の消防本部などと情報交換を行いつつ情報等を収集しているが、損害賠償請求に向けた確たる根拠・証拠は認められず、請求先の特定や損害額の確定等において十分精査する必要がある、慎重にならざるを得なかったことから現在に至っている。」と述べている。

よって、損害賠償請求権の行使を怠っているとは言い難い。

## 第6 結論

以上のことから、現時点において、平成24年3月28日締結の本件事業の請負契約に関し、沖電気工業の独占禁止法違反による不法行為によって、損害賠償を請求する方針であると認められる。また、損害額の算定と請求先について、必要な調査をしていることは明らかである。よって、本件住民監査請求における請求人の主張には理由が認められず、これを棄却する。

## 第7 意見

沖電気工業の法的責任については、損害賠償請求権の可否を客観的な資料に基づき判断すべきであり、引き続き調査を進めるよう求める。

また、組合が損害を受けた確証があるとするれば、これに対して法的手段を行うことは、構成市町の住民感情からすれば当然である。今後も本件の消滅時効の期間も考慮するとともに、損害賠償請求に対する適切な対応を望むものである。